

令和 7 年度自動車騒音の常時監視結果について

石垣市では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、令和 7 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県が自動車騒音の状況を監視し、同法第 19 条において結果を公表するものとされています。石垣市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成 24 年環境省告示第 54 号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局長通知）」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

2 評価対象道路

令和 7 年度は、幹線道路 3 区間(延長 12.8 km)に面する地域について、1052 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

(評価区間および騒音測定地点は表. 1、図. 1 を参照)

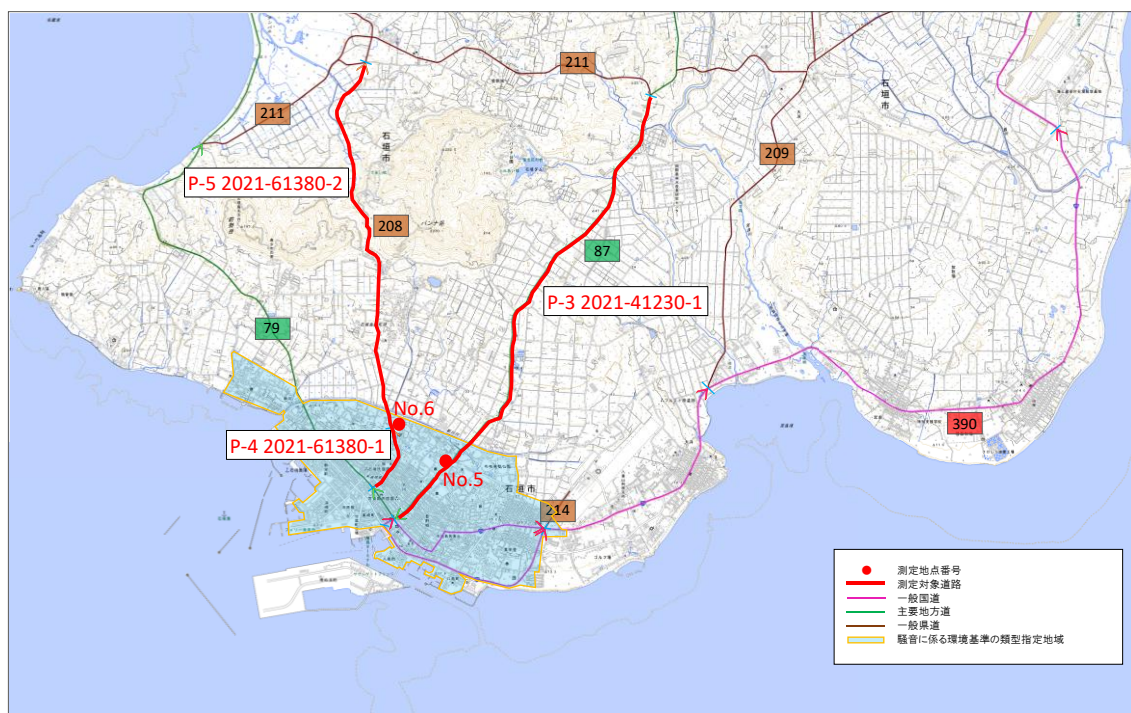


表1 評価区間および騒音測定地点一覧

道路 種別	注.1 道路 番号	注.2 評価 年度	注.3 調査No.	道路種別	路線番号	路線名	車線数	注.4 評価区間番号	注.5 騒音測定	注.6 他の区間の 測定結果準用	注.7 騒音測定 地点番号	評価区間の始点と終点 (始点～終点)	評価延長 (km)	備考
県道 3区間	P-3	R7	8	主要地方道	87	富野大川線	2	2021-41230-1	●	—	No. 5	新川白保線～一般国道390号	6.8	
	P-4	R7	9	一般県道	208	石垣浅田線	2	2021-61380-1	●	—	No. 6	石垣港伊原間線～ —	1.0	
	P-5	R7	10	一般県道	208	石垣浅田線	2	2021-61380-2	—	○	(No. 6)	— ～ 石垣浅田線	5.0	

注. 1 当該集落で評価区間を区別するために設定した。
 .2 エニタリノグサ面築と評価が予定されていた区間である。
 .3 当該集落における評価区間を特定するための評価区間番号を示す。
 .4 当該集落内における評価区間番号である。
 .5 当該集落内において自動車騒音の測定を行う区間を●で示した。
 .6 他の区間の騒音測定結果を準用する区間を○で示した。
 .7 当該集落における測定地点番号である。他の評価区間の測定区間の結果を準用した測定地点番号を括弧内に示した。

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間(※1)を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等(※2)の道路からの距離減衰や建物(群)の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路(※3)の沿道(道路両端)から50mまでの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。(以下「面的評価」といいます。)

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいいます。

4 ローテーション

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここでローテーションとは、図.2 に示すとおり過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方で、石垣市で監視する必要がある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

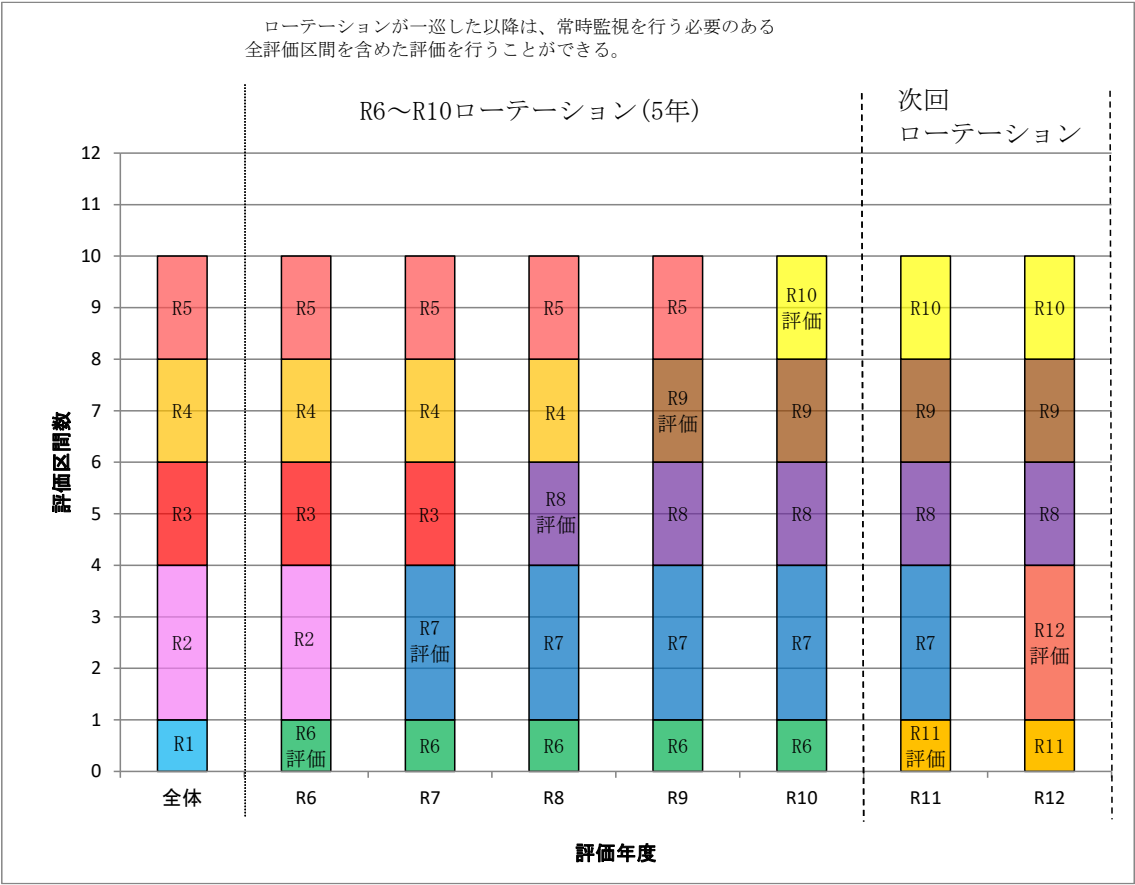


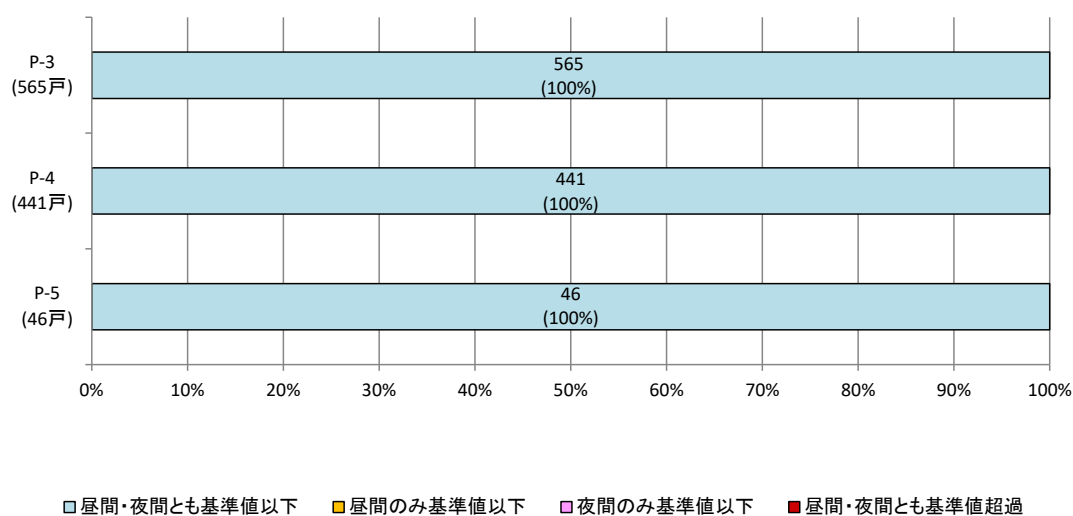
図.2 ローテーションの考え方

5 環境基準達成状況

令和7年度に実施した、3区間の評価結果を報告します。

(1) 各区間別の状況

令和7年度に面的評価を行った3区間(詳細は表.1を参照)の結果は、P-3の評価区間で565戸(100%)、P-4で441戸(100%)およびP-5で46戸(100%)の住居等すべて昼間・夜間ともに環境基準を満足する結果となりました。



注.1 割合の合計は四捨五入により、100%にならない場合があります。

図.3 評価区間別の環境基準達成状況

(2) 全体の状況

過年度から今年度を実施された評価により、石垣市において、評価区間延長 39.0km、10 評価区間、住居等全戸数 4,760 戸の面的評価が完了しています。

環境基準達成状況は、全体の 100%にあたる 4,760 戸の住居等が昼夜とも環境基準を達成していました。

別添資料 1

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

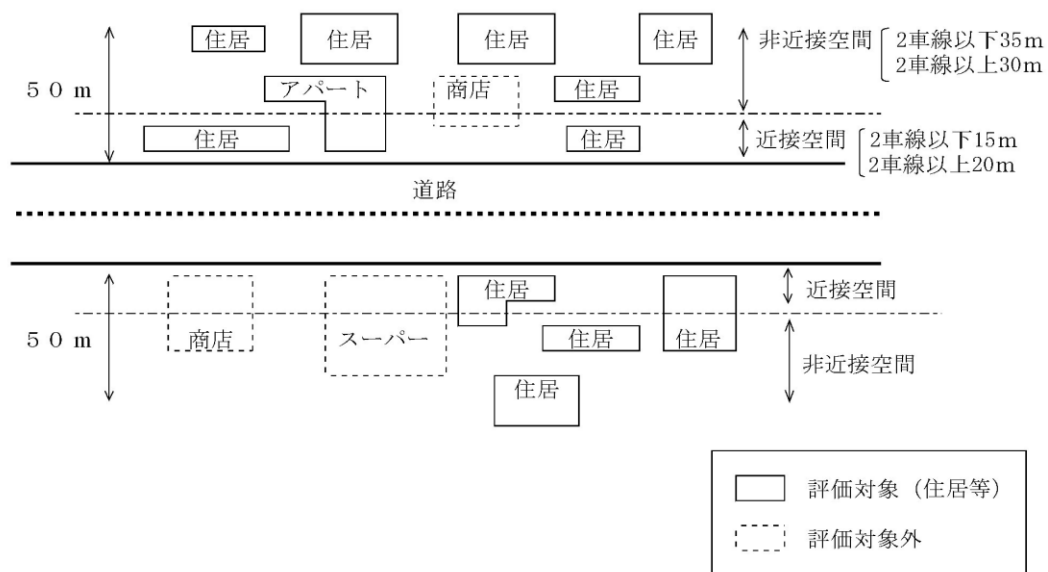
地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

別添資料 2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から 50 メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とします。